

令和8年度 宜野湾市保育所利用調整基準表【転園申込用】

就学前児童数
(R2.4.2以降生まれ)

人

【児 童 氏 名】

点

		基本指数		調整指数				
		父	母					
基本指数	就労	被雇用者 及び 自営業	就労時間【月あたり】		父	母		
			月160時間以上		10	10		
			月140時間以上160時間未満		9	9		
			月120時間以上140時間未満		8	8		
			月100時間以上120時間未満		7	7		
			月80時間以上100時間未満		6	6		
			月64時間以上80時間未満		5	5		
			※休憩時間は就労時間に含む。 ※以下の(1)～(5)の場合は添付資料の提出が必要。添付資料の提出が無い場合は『求職活動』として取り扱う。 (1)自営業中心者 ①令和7年1月1日以前から開始している方→直近の税申告書の控えの写し ②令和7年1月1日以降から開始している方→開業届の控えの写し または 営業許可証の写し (2)自営業専従者→自営業中心者に関する添付資料(①のみ) (3)家族従事者・協力者→自営業中心者に関する添付資料(①または②) (4)法人役員→登記事項証明書(登記簿謄本)の写し (5)業務委託・内職→業務委託契約書等の写し					
	みなし 育児・ 育児 休業	(育児休業) 申込児童のきょうだい(2歳未満)に係る育児休業を取得しており、令和8年5月1日までに職場復帰ができない。 (みなし育児) 申込児童のきょうだい(2歳未満)を家庭保育しており、求職活動を行うことができない。			2	2		
			求職		求職活動をしている(※就労や介護・看護等に当たる時間が月64時間未満の場合も含む。)		3	3
			妊娠・ 出産		入所希望日時点からみて、産前3カ月前から産後8週後の翌日が属する月末に該当する 分娩予定日：令和 年 月 日 (※申込児童の出産を理由に入所申込を行うことはできません。)			6
			就学	通学 及び 通信	授業(学習)時間【月あたり】		父	母
	月160時間以上				10	10		
	月140時間以上160時間未満				9	9		
	月120時間以上140時間未満				8	8		
	月100時間以上120時間未満				7	7		
	月80時間以上100時間未満				6	6		
	月64時間以上80時間未満				5	5		
	※通学制の場合、授業の間の拘束時間は授業(学習)時間に含む。 ※通信制の場合は、オンライン授業や学校の課題に費やしている時間のみを授業(学習)時間として計算する。 ※通学・通信制どちらの場合についても、自習時間は授業(学習)時間に含まない。							
	疾病・ 障がい	診断書	※診断書と手帳等の両方がある場合は指数の高い方を基準点とする。 ①病状等から該当するもの		②日常生活及び子どもの世話へ該当するもの			
			a. ☐ 2 c. ☐ 4		Ⅰ. ☐ 2 Ⅲ. ☐ 4			
			b. ☐ 3 d. ☐ 5		Ⅱ. ☐ 3 Ⅳ. ☐ 5			
			身体・精神障がい者手帳		1・2級 ☐ 10 3級 ☐ 8 4級以下 ☐ 6			
	療育手帳	A1・A2もしくはB1 ☐ 10 B2 ☐ 8						
看護・ 介護		□身体・精神障がい者手帳1・2級 □療育手帳A1・A2・B1 □介護保険被保険者証要介護5 □診断書⑥⑦		10	10			
		□身体・精神障がい者手帳3級 □療育手帳B2 □介護保険被保険者証要介護3・4 □診断書④⑤		8	8			
		□身体・精神障がい者手帳4級以下 □介護保険被保険者証要介護1・2 □診断書③		6	6			
	□診断書②		4	4				
災害	家屋等が災害を受け、復旧にあっている		10	10				
その他	□不在(※本島外への単身赴任) □離別・死亡(※離婚前提の証明ができる別居を含む) □不存在(※満65歳以上の祖父母が監護している)		10	10				
調整指数	□ ひとり親世帯(※離別、未婚、死亡、拘禁、離婚調停中等)【※根拠資料の提出が必要】		6					
	□ 準ひとり親世帯(※本島外への単身赴任、離婚を前提とした別居等)		2					
	□ 祖父母が申込児童を保護者の代わりに監護している(※祖父母の年齢に関わらず)		4					
	□ 令和8年4月1日時点で母が18歳未満(※平成20年4月2日以降に生まれた人)		2					
	□ 生活保護世帯【※根拠資料の提出が必要】		2					
	□ 障がい者(児)がいる世帯【※根拠資料の提出が必要】		2					
	□ 多子世帯(※同一世帯、かつ、未就学児が3人以上)		1					
	□ 申込児童のきょうだいが既に認可保育施設に在園(※認定こども園1号を含む)しており、令和8年4月以降も引き続き在園が見込まれる【※転園申込の場合】		3					
	□ 宜野湾市が支給認定しており、令和8年3月に在園している地域型保育事業所を卒園予定の児童(※既に市内連携施設等への入所が内定している場合は申込不可)		20					
	□ 里親世帯【※根拠資料の提出が必要】		20					
	□ 認可保育施設、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園、認可外保育施設で保育士・幼稚園教諭・地域限定型保育士・子育て支援員・看護師(正准)・保健師・小学校教諭・養護教諭(すべて有資格者)として保育養護業務に従事している(※採用予定含む)【※根拠資料の提出が必要】		6					
	□ 希望する保育施設に入所できない場合は、育休延長も許容できる(※保護者からの申し出があった場合のみ適用する)		-20					
	□ 虐待やDVの恐れがあり、児童相談所等からの意見書等により、社会的養護の必要があると認められる(※児童福祉の観点及び世帯の状況から優先度を判断する)							
	□ 過去に虚偽の申請をしたことがある方(※課内協議の上、減点する指数を決定します)							
□ 現年度分・過年度分で滞納月が2ヵ月分あれば-2点、それ以上に滞納している場合は滞納月1ヵ月分ごとに-2点(※指数の減点については、入所審査時点の申込児童本人及び在園している、もしくは、卒園したきょうだいの保育料収納状況により行う)								
□ 市長が特に必要と認めた場合(※課内協議の上、付与する指数を決定します)								